

○警察署ウェブサイト管理業務実施要領の制定について

令和4年3月30日例規（報）第33号

この度、別記のとおり警察署ウェブサイト管理業務実施要領を制定し、令和4年4月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別 記

警察署ウェブサイト管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、警察署ウェブサイト管理業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「警察署ウェブサイト管理業務」とは、大阪府警察広報規程（昭和32年訓令第12号）第9条第4号の規定に基づく警察署ウェブサイトによる広報活動を行うため、一般業務用インターネットシステム（インターネット利用システム等運用管理要綱（平成16年12月28日例規（情）第89号）第2の（1）に規定する一般業務用インターネットシステムをいう。）の端末装置（以下「端末装置」という。）を使用して、警察署ウェブサイトに掲載する情報（以下「掲載情報」という。）を電子計算機に登録して管理する業務をいう。
- 2 前記1に定めるもののほか、この要領の用語の意義は、大阪府警察広報規程に定めるところによる。

第3 運用時間

警察署ウェブサイト管理業務の運用時間は、24時間とする。

第4 運用体制

1 運用責任者

- （1）広報課に警察署ウェブサイト管理業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。
- （2）運用責任者は、広報課長をもって充てる。
- （3）運用責任者は、警察署ウェブサイト管理業務の統括管理を行うものとする。

2 運用副責任者

- （1）広報課に警察署ウェブサイト管理業務運用副責任者（以下「運用副責任者」という。）を置く。
- （2）運用副責任者は、広報課次長をもって充てる。
- （3）運用副責任者は、運用責任者を補佐し、警察署ウェブサイト管理業務の適正な運用を図るものとする。

3 取扱責任者

- （1）警察署に警察署ウェブサイト管理業務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- （2）取扱責任者は、警察署長をもって充てる。
- （3）取扱責任者は、所属における警察署ウェブサイト管理業務の適正かつ効果的な運用を図るものとする。

4 取扱副責任者

- （1）警察署に警察署ウェブサイト管理業務取扱副責任者（以下「取扱副責任者」という。）を置く。
- （2）取扱副責任者は、各課長（会計課長を副署長又は次長が兼ねているときは、会計係長）、防犯コーナー室長、泉州警備派出所長、空港警備派出所長、直轄警察隊長、キタ特別警察隊長及びミナミ特別警察隊長をもって充てる。
- （3）取扱副責任者は、取扱責任者を補佐し、所属における警察署ウェブサイト管理業務の適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

5 取扱担当者

- （1）警察署に警察署ウェブサイト管理業務取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。
- （2）取扱担当者は、取扱責任者が指定する者をもって充てる。
- （3）取扱担当者は、取扱責任者の指揮を受け、所属における警察署ウェブサイト管理業務の適正かつ効果的な運用に関する事務を行うものとする。

第5 登録

1 掲載情報の種別等

掲載情報の種別は、次に掲げるとおりとし、種別ごとに登録する情報は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 発生情報 犯罪等の個別の発生状況に基づく情報
- (2) 分析情報 犯罪等の発生状況等の分析結果に基づく情報
- (3) お知らせ情報 前記(1)及び(2)に掲げる情報のほか、防犯、交通安全等に関する情報その他地域住民等に広報活動を行う必要があると取扱責任者が認める情報

2 登録の種別等

掲載情報の電子計算機への登録の種別及び登録の時期は、次の表のとおりとする。

登録の種別	登録の時期
新規登録	前記1に掲げる情報を利用して警察署ウェブサイトによる広報活動を行うとき。
修正登録	既に登録されている掲載情報を修正するとき。
削除登録	既に登録されている掲載情報を削除するとき。

3 登録の要領

取扱責任者は、前記2に規定する登録を行う必要があるときは、その都度、端末装置により取扱副責任者又は取扱担当者に必要な事項を登録させるものとする。

第6 警察署ウェブサイトの更新

1 定期更新

運用責任者は、毎日1回、前記第5の3の規定により登録された掲載情報を一括して警察署ウェブサイトを更新するものとする。

2 臨時更新

- (1) 取扱責任者は、前記第5の3の規定により登録された掲載情報を速やかに警察署ウェブサイトを更新する必要がある場合は、その都度、運用責任者に当該掲載情報の警察署ウェブサイトへの更新を依頼することができる。
- (2) 前記(1)の規定による依頼を受けた運用責任者は、前記1の規定にかかわらず、当該掲載情報を速やかに警察署ウェブサイトを更新するものとする。

第7 留意事項

取扱責任者は、警察署ウェブサイト管理業務の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 掲載情報について関係する所属があるときは、事前に当該所属の長と調整を行うこと。
- (2) 被害者等を特定し、又は推認し得る個人情報に掲載しないこと。
- (3) 捜査上の秘密及び捜査手法に関する事項を掲載しないこと。

第8 情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第2号）第11条第1項の規定により、警察署ウェブサイト管理業務において取り扱う情報の分類については、機密性1（低）情報、完全性2（高）情報及び可用性2（高）情報とする。

第9 教養

取扱責任者は、警察署ウェブサイト管理業務を適正かつ効果的に運用するため、所属職員に対し必要な教養を行うものとする。